

成蹊アントレプレナーシップ教育プログラム規則

制 定 2026年1月28日
大 学 評 議 会

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学学則第4条の3第2項の規定に基づき設置する成蹊アントレプレナーシップ教育プログラム(Seikei Entrepreneurship Program。以下「SEP」という。)に関し必要な事項を定める。

(人材の養成に関する目的)

第2条 SEPは、社会における課題の解決に向けて、前例や常識にとらわれない新たな視点や手法を探求し、それを自らの力で実践できる人材を養成することを目的とする。

(運営)

第3条 SEPの運営に関し、必要な事項を審議し、かつ、必要な実務を行うために、成蹊アントレプレナーシップ教育プログラム運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目及び修了の要件)

第4条 SEPに開設する授業科目、単位数、配当年次及び履修方法並びにSEPの修了に必要な修得単位数は、別表に定める。

2 前項の規定にかかわらず、SEPの修了には、別表に定める単位の修得のほか、運営委員会が開講する所定の課外講座を受講しなければならない。

3 課外講座について必要な事項は、別に定める。

(卒業に必要な修得単位数への算入)

第5条 別表に定める授業科目の履修により修得した単位は、成蹊大学学則の定めるところにより、卒業に必要な修得単位数に算入する。

(定員)

第6条 各年度におけるSEPの定員は、原則として40名とする。ただし、運営委員会が必要と認めた場合は、定員を引き上げることができる。

(登録手続)

第7条 SEPの履修を希望する者は、1年次の所定の時期に、SEP登録願その他所定の書類を運営委員会に提出しなければならない。ただし、運営委員会が必要と認めるときは、2年次において登録に係る申請を認めることがある。

(選考及び決定)

第8条 運営委員会は、選考の上、SEPの履修を希望する者の中からSEP登録者を決定する。

(SEPの離脱及び登録の抹消)

第9条 SEP登録者が傷病等やむを得ない事情によりSEPからの離脱を願い出た場合で、運営委員会がSEP履修の継続が難しいと判断したときは、当該タームの終了時をもってSEPから離脱するものとする。この場合において、離脱前までに修得した単位については、卒業所要単位数に算入するものとする。

2 運営委員会は、素行不良、成績不振等の理由によりSEP登録者として不適当と判断した場合、当該登録者のSEP登録を抹消することができる。

(修了証)

第10条 SEPの修了に必要な要件を満たした者に対しては、SEP修了証を授与する。

(事務の所管)

第11条 SEPに関する事務は、学長室総合企画課及び教務部が共同して所管する。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2026年1月28日制定)

この規則は、2026年4月1日から施行し、2026年度の入学者から適用する。

別表 SEP科目 (第4条関係)

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		区分別 必要単位数	修了に必要な 単位数
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8		
入門科目	イノベーション人材②									10
	ビジネストレーニングセミナー②									
コア科目			事業課題演習②						2	4 以上
					事業創造演習② 丸の内ビジネス研修④					
選択科目			事業企画入門② 起業実務入門② マネタイズ戦略入門② SEP 発展講義②						4以上	